

下野市自治基本条例

4月1日に施行されました

自治基本条例とは

自治基本条例は「市民自治」を確立するために、わたしたちのまちづくりの基本的なルールを形にしたものです。

市民、議会及び市のそれぞれの役割と責任を明確にして、市政全体の方向性を示すもので、市の条例や計画等は、自治基本条例の趣旨に沿って制定、策定、運用していくこととなります。

自治基本条例はなぜ必要なのでしょう？

■ 少子・高齢化が進み、ライ

フスタイルがますます多様化する中で、防犯・防災、子育て支援や高齢者の見守りなど、様々な分野で行政サービスへの市民ニーズが高まっています。

■ しかし、自治体の厳しい財政状況もあり、すべての市民ニーズに応えることは難しくなっています。

■ 地域では、NPOやボランティアなどによる活動が活発になっており、まちづくりの「新たな担い手」へと成長しています。

■ 地方分権の進展により、地方自治体は、これまで以上に

地域の特色を生かした取組が必要になってきています。

■ このような状況をふまえて、市民、議会及び市が一体となるために、また、まちづくりのプレイヤーである市民・

果たすのか、改めて捉え直し、新たなまちづくりを進めていくため、その基本ルールとして「自治基本条例」が必要になりました。

条例制定までの経過

自治基本条例は、平成24年度から制定に取り組みました。市民団体や市内中高生、大

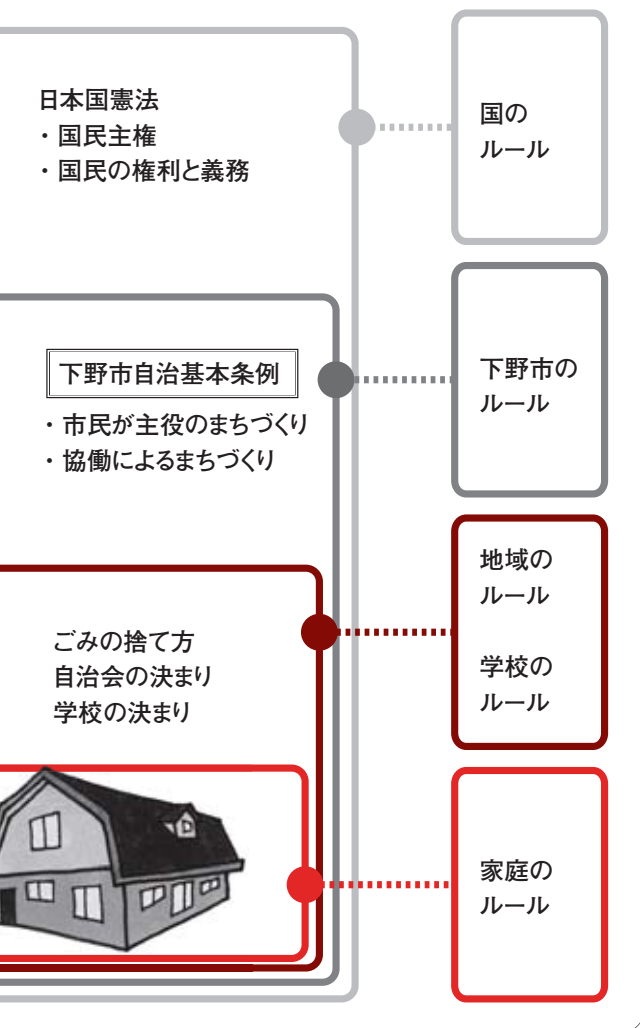
学生との意見交換をしながら、市民で構成される検討委員会による議論のほか、市民フォーラムや市民説明会、パブリックコメントなど多様な市民参加の方法によって、多くの市民の皆さんとの関わりをもって制定しました。

また、広報紙の中で、下野市自治基本条例ニュースレターの特集などにより情報提供を行ってきました。

みんなで作ろう

市民一人ひとりが考えてみませんか！

まちづくりの基本的なルールを定めた下野市自治基本条例によって、市民(※1)と市と一緒にまちづくりを進めます！



下野市の自治基本条例 3つのポイント!

② 協働(※3)によるまちづくりを推進するまち(第34条)

市民が主役のまちづくりを推進するためには、それを担う人づくりが必須で、その育成支援と環境(場所、機会、仕組みなど)づくりに努めます。

■ 市民活動団体による『地域安全マップ』づくり



③ 交流によるまちづくりを推進するまち(第36条、第37条)

歴史、文化等による交流に加えて、災害等の緊急時に備え、近隣市町村だけでなく、遠距離の市町村とも積極的に連携・協力します。様々な分野で国際交流活動に努めるとともに、国際感覚豊かなまちづくりを推進します。

■ 香川県高松市との国内交流

